

深堀地区 景観形成重点地区

1 地区の概要

深堀地区は、長崎市の南西部に位置する城下町の佇まいを残す風情ある港町です。海に恵まれた地の利を活かし、その昔から、往来する貿易商人との交流がおこなわれていました。

昭和43年に深堀、香焼間が工業用地として埋め立てられ、広大な土地が造成されました。そのほとんどが三菱重工香焼造船所の工業用地となっており、海岸沿いは、関連企業や水産加工工場を中心とした工業地帯となっています。

近年においては、県営住宅をはじめ、運動場、公園、体育館等の環境整備が図られ、古い伝統と近代的な振興が融和した、新しさと落ち着きが共存する町として発展を続けています。

2 景観の形成に関する方針

<景観の形成に関する方針>

- 武家屋敷跡や石塀を中心とする歴史的遺産を継承し、かつての城下町としての趣を感じさせる、歩いて楽しいまちなみの形成を図る。
- 陣屋跡等の眺望点からの眺めを確保し、城山や深堀漁港といった周辺の自然環境と一体となった景観形成を図る。
- 低層を主体とした住宅により構成される、落ち着きのある住宅地の景観形成を図る。

3 ゾーン毎の景観形成に関する方針

名称	景観の形成に関する方針
武家屋通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none">・武家屋敷跡や石塀を中心とする歴史的遺産を継承し、かつての城下町としての趣を感じさせる、歩いて楽しいまちなみの形成を図る。・歴史的なまちなみを保全育成するとともに、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。

◇ 区域図

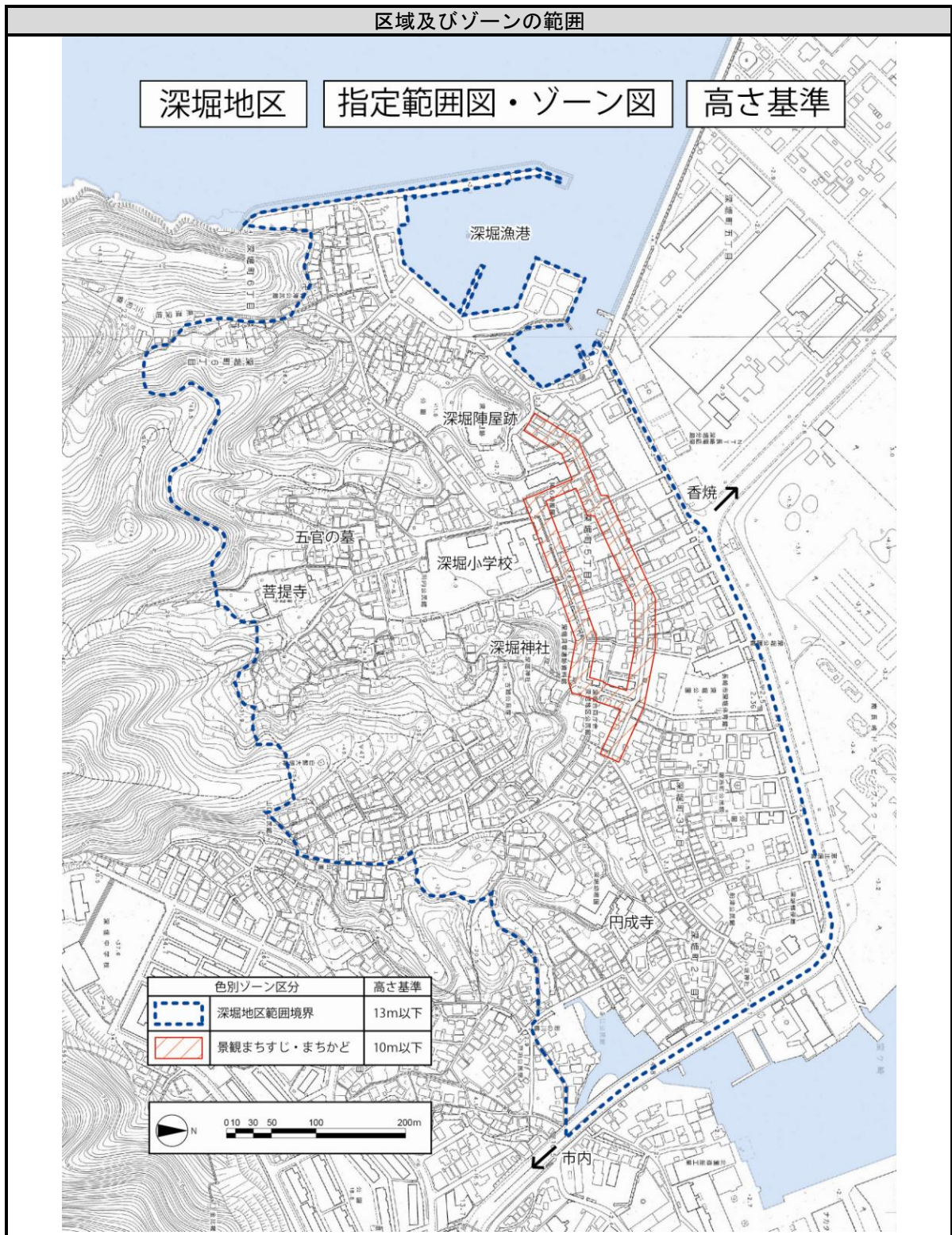


図 景観形成重点地区「深堀地区」の区域及びゾーン

4 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none">・陣屋跡から城山までの眺望、有海の墓から深堀漁港への眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。・建築物の外壁については、周囲の景観と調和したものとし、落ち着きのあるものとする。・建築設備等は常に望見されることを意識し、できる限り屋上に設置しない。・駐車場は、位置や意匠に配慮し、その存在を強調しないように、緑化等による視覚的緩和を図る。・歴史的な建造物や寺社の積極的な保全を図る。・豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。
武家屋敷通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none">・城下町としての落ち着きのある景観を形成し、回遊性の高い空間を創出する。・落ち着きのあるまちなみを形成し、圧迫感を与えないため建築物等高さの限度を定める。・歴史的な建造物である石塀の積極的な保全を図る。

(2) 景観形成基準（地区共通）

行為の種別・事項		景観形成基準																																						
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは13m以下とする。 																																						
	形態 ・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、周囲の景観と調和したものとする。 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 空調屋外機等建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上を含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 																																						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本となる色彩は次の色彩とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系</td> <td>3.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>3.0以上～4.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～6.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.5以上～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>3.0以上～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>3.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系	3.0以上～9.0以下	2.0以下	YR系	3.0以上～4.5未満	4.0以下	4.5以上～5.0未満	5.0以下	5.0以上～5.5未満	6.0以下	5.5以上～6.5未満	4.0以下		6.5以上～9.0以下	3.0以下	Y系	3.0以上～9.0以下	3.0以下	GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	N系	3.0以上～9.0以下
色相	明度	彩度																																						
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																																						
N系	2.5以上～5.0以下																																							
色相	明度	彩度																																						
R系	3.0以上～9.0以下	2.0以下																																						
YR系	3.0以上～4.5未満	4.0以下																																						
	4.5以上～5.0未満	5.0以下																																						
	5.0以上～5.5未満	6.0以下																																						
	5.5以上～6.5未満	4.0以下																																						
	6.5以上～9.0以下	3.0以下																																						
Y系	3.0以上～9.0以下	3.0以下																																						
GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																																						
G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																																						
N系	3.0以上～9.0以下																																							
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																																							

(3) ゾーン毎の景観形成基準

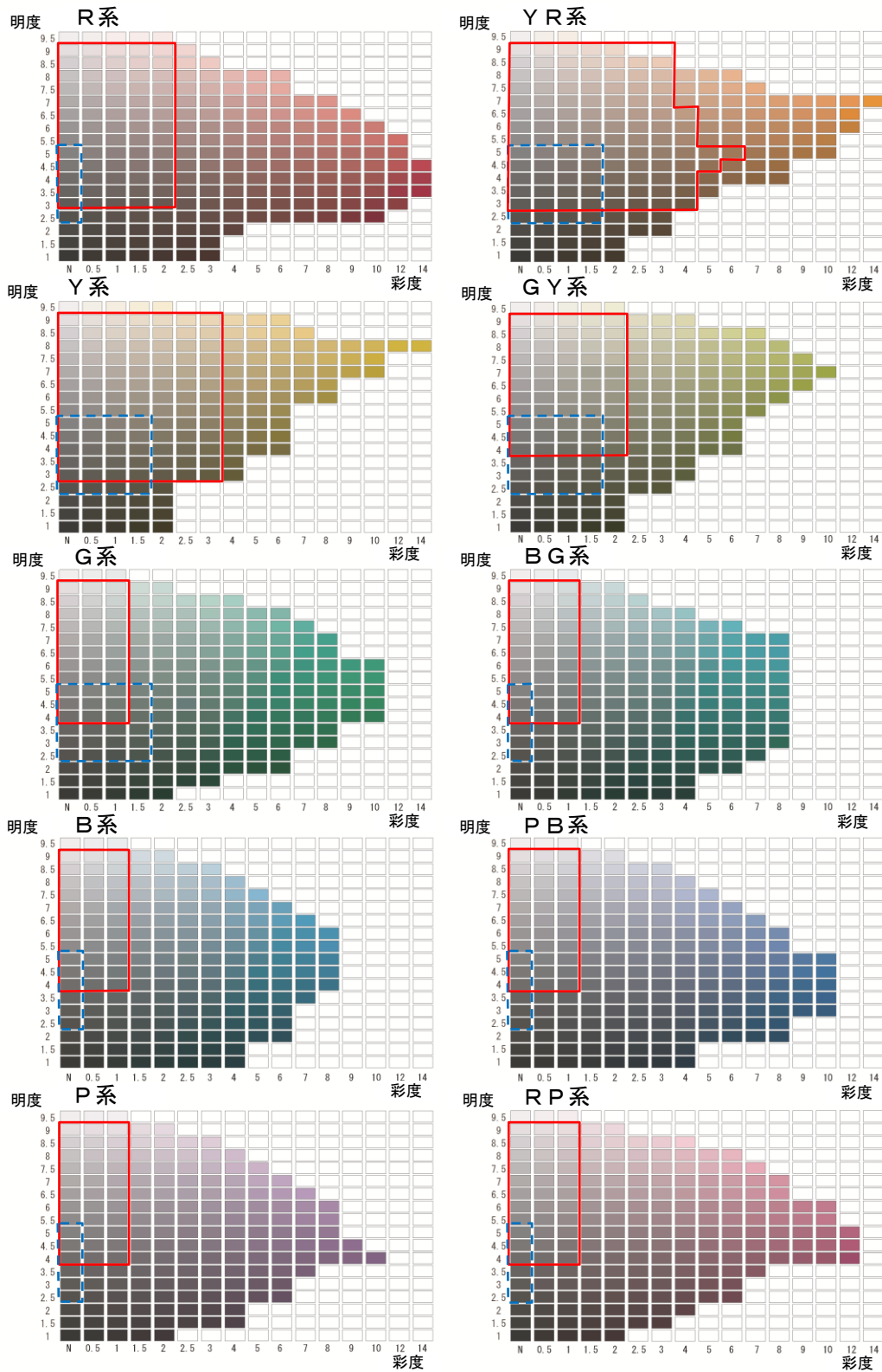
武家屋敷通り景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは10m以下とする。
	形態 ・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は10分の3以上とする。

★建物等の建替えについて、景観計画施行時において、現に存する建築物等又は工事中の建築物等などが景観形成基準を超えている場合、建築物の用途や敷地の状況等を考慮したうえで、既存の建築物の高さの範囲内で、市長がやむを得ないものと認めるものはこの限りではない。

5 深堀地区の色彩基準

下図の線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



外壁 屋根

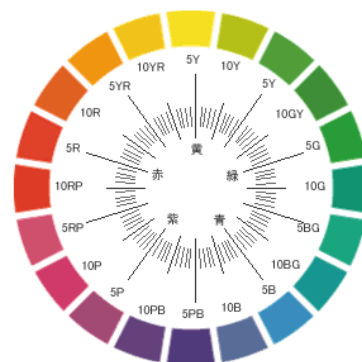
■ マンセル表色系のしくみ

発注者や設計者、施工者などが同じ色彩を共有できるように、日本工業規格（JIS）にも採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって表わしています。マンセル表色系では、「色相（Hue）」、「明度（Value）」、「彩度（Chroma）」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色彩を表わします。

【色相】 色味の違いを色相として表わします。色相は、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相の頭文字と、その変化を表わす0から10までの数字を組み合わせて用います。

【明度】 色彩の明るさの度合いを明度として表わします。0から10までの数字を用い、明るい色彩ほど数字が大きくなります。無彩色はN5.5などのように最初にニュートラルの意味を表わすNをつけて明るさの度合いだけで色彩を表わします。

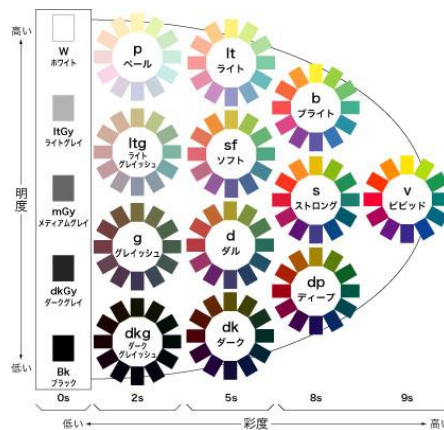
【彩度】 色彩の鮮やかさの度合いを彩度として表わします。鮮やかな色彩ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。



マンセル色相環

マンセル記号の表わし方と読み方
 5R 4 / 14
 色相 明度 彩度
 (5アール、4の14)と読む

【トーン】 色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーンと呼びます。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色を与える印象と深く関わっています。



PCCS トーン分類